

中川区富永一丁目の市有地における 障害者自立支援施設の整備について

目 次

1	整備の趣旨	1 頁
2	整備予定地の概要等	1 頁
3	事業の内容	3 頁
4	今後の流れ	5 頁
5	主な公募要件（案）	5 頁

健康福祉局障害福祉課障害者支援課

1 整備の趣旨

- ・ 障害者総合支援法に基づき、障害者の「生活」と「就労」に対する支援と障害の状態等に応じた訓練を行う施設を整備することにより、障害者が自ら望む地域生活を可能とする。
- ・ アルコール健康障害対策基本法に基づき、アルコール健康障害者が断酒を継続しながら、健康回復と社会復帰の支援を行う。

2 整備予定地の概要等

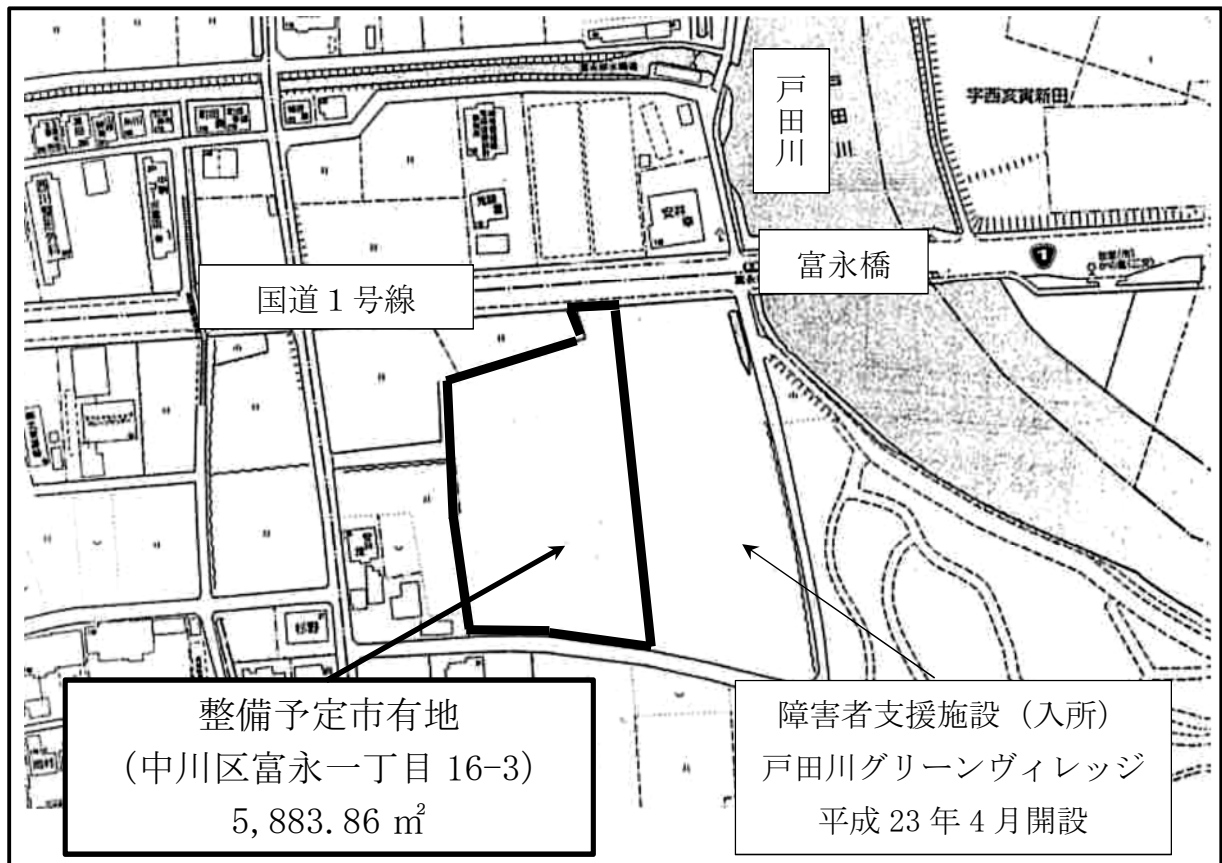
(1) 状況

区 分	内 容
所在地	中川区富永一丁目16-3 (市有地)
敷地面積	5,883.86㎡
用途地域	・ 市街化調整区域 (建蔽率60%/容積率200%) ・ 農地転用：平成13年7月18日 転用目的：名古屋市が土地を取得し、これを社会福祉法人に貸与し、社会福祉施設 (特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、身体障害者療護施設) を建設させ、運用させる。

(2) 経過

- ・当該土地は、社会福祉施設の用に供することを目的として、平成13年7月に愛知県知事より農地転用が許可され、同年9月に市が取得した。
(取得時面積10,004.46㎡)
- ・土地の一部(4,120.60㎡)は、社会福祉法人名古屋ライトハウスに貸付け、障害者支援施設「戸田川グリーンヴィレッジ」として平成23年度に供用が開始されたが、当該土地の中に未利用部分が存在している。

(3) 土地配置図



3 事業の内容

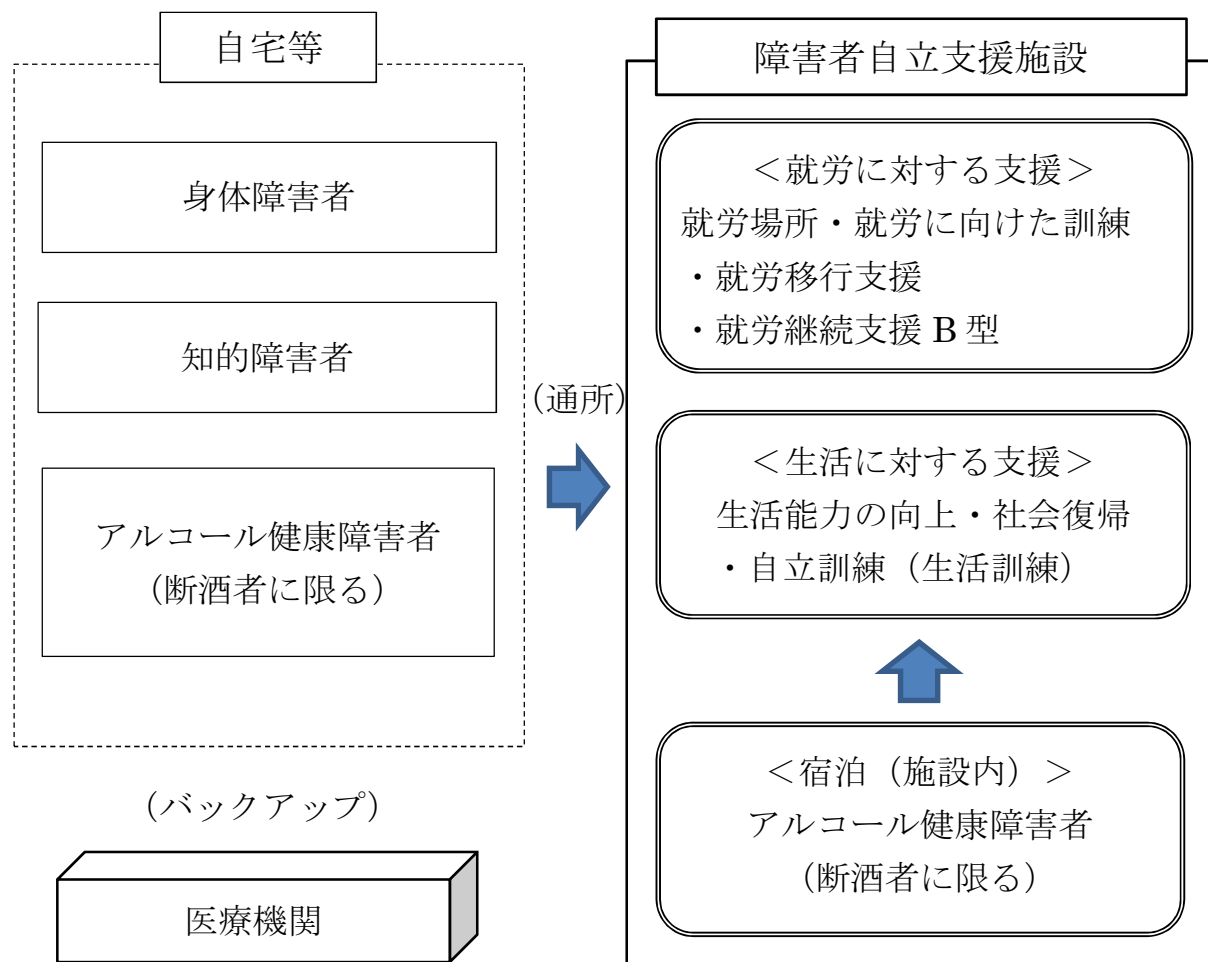
(1) 実施予定の障害福祉サービス

区分	事業内容	利用定員	利用対象者
就労移行支援 (通所)	就労に必要な技術を習得し、継続して働くことができるように、規則正しい生活や職場でのマナーを身に付け、就職への支援を行う（2年間）	10人	身体障害者 知的障害者 アルコール健康障害者 (断酒者)
就労継続支援B型 (通所)	一般企業等への就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う	17人	
自立訓練（生活訓練） (通所・宿泊型)	自炊、掃除などの日常生活が営めるよう宿泊及び通所により訓練を行う（2年間）	通所 18人 (うち宿泊) 15人	アルコール健康障害者 (断酒者)

(2) 基本的な考え方

- ・一般企業へ就職するために必要な知識の修得や能力を向上するための訓練
- ・断酒を継続するアルコール健康障害者の健康回復と社会復帰のための生活訓練
- ・ボランティア活動等を通じて自立した日常生活や社会生活を送ることができるようにするための支援

【施設利用のイメージ図】



4 今後の流れ

- 地元説明会
- 施設整備・運営法人の公募
- 社会福祉施設整備用地貸付法人審査
- 用地再取得・施設整備費補助予算計上
- 建設

5 主な公募要件（案）

- 設置運営主体は「名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付要綱」に定めた社会福祉法人（※別表参照）であること。
- 都市計画法に基づく市街化調整区域の開発許可基準に基づき、施設整備すること。
- 農や自然を活かした就労（作業や訓練）による、心や身体の回復に向けた支援を行うこと。
- 施設内のスペースを地域住民に開放する等、地域交流を図ること。
- その他、過去の市有地貸与にかかる公募要件を参考として、地域のニーズを踏まえて検討する。

名古屋市障害者福祉施設整備用地貸付要綱

別表

	貸付対象者
選定基準	<p>ア 本市が貸付対象者の選考を開始する時期までに、本市に対し、障害者福祉施設を市有地の貸し付けにより整備・運営する意思を明示している愛知県内に本部のある既設の社会福祉法人(以下「土地貸付希望法人」という。)であること。</p> <p>イ 土地貸付希望法人が、障害者福祉に関する十分な知識、理解及び経験があること。</p> <p>ウ 土地貸付希望法人が、障害者福祉施設を整備・運営することについて、資金の調達、人材の確保等が十分可能と判断されること。</p> <p>エ 土地貸付希望法人として意思決定がなされていること。</p> <p>オ 次のいずれかに該当する土地貸付希望法人であること。</p> <p>① 社会福祉法人設立後、整備予定年度の前年度末までに、5年以上経過していること。</p> <p>② 障害者を育成・指導している実績が整備予定年度の前年度末までに、5年以上あること。</p>